

# 東洋大学第Ⅱ部経営学会規約

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は東洋大学経営学部第二部経営学会と称す。
- 第2条 本会事務局は東洋大学経営学会室におく。
- 第3条 本会は経営学部における自主的な学術研究の場を創造し、それを通じて経営学、会計学、及び商学に関する各会員の研究活動を助長することを目的とする。

## 第2章 活 動

- 第4条 本会は第3条の目的を達成するために下記の活動を行う。
- ① 論集及び会報を経営学会インターネットホームページ上で配信する。
  - ② 随時研究発表大会を開き、研究と討議を行う。
  - ③ 講演会または演習会を開催する。
  - ④ その他本会の目的を達成するために必要と認める活動を行う。

## 第3章 会員及び役員

- 第5条 本会は下記の評議員、会員をもって組織する。
- ① 東洋大学経営学部専任教員（これを評議員と称す）
  - ② 東洋大学第二部経営学部在校生（これを会員と称す）
- 第6条 本会は下記の役員をおく
- ① 会 長
  - ② 評 議 員
  - ③ 運営委員長
  - ④ 運営委員
  - ⑤ 監事
  - ⑥ 事務局会議議長
  - ⑦ 監査局局長
  - ⑧ 各部局長
- 第7条 会長は本会の会務を統轄し、学部長がこれにあたる。
- 第8条 運営委員長は評議員より互選し、会長がこれを任命する。
- 第9条 事務局会議議長は事務局会議より互選し、会長がこれを任命する。
- 第10条 監査局局長は監査局より互選し、会長がこれを任命する
- 第11条 各部局長は各部局より互選し、事務局会議議長がこれを任命する。

## 第4章 機関及び議決

- 第12条 本会は下記の機関をおく。
- ① 総 会
  - ② 運営委員会
  - ③ 事務局会議
  - ④ 監査局
  - ⑤ 各部局
- 第13条 総会は年1回年度始め5月末までに開催する。但し、評議会もしくは事務局会議の半数以上の要求があるときは臨時総会を開くことができる。
- 第14条 総会は評議員及び各部局員、会員をもって構成し、会長の承認をもって成立する。議長は事務局会議が執り行う。

- 第15条 総会における議決は、出席者の過半数による。可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 第16条 運営委員会は総会の決定に基づき会務を執行する。
- 第17条 運営委員会は、評議員中より学科主任を含む3名及び、事務局会議議員並びに監査局局員にて構成する。
- 第18条 運営委員会は、その3分の2以上の出席により成立するものとし、その議決は出席者の過半数により成立する。
- 第19条 運営委員会に出席できない運営委員は、必ず委任状を運営委員長までに提出しなければならない。なお、この場合出席とみなすが、議決権はないものとする。
- 第20条 事務局会議は、各部局の中から若干名選出して構成し、総会において承認を得なければならない。
- 事務局会議議員に事故があるときは、運営委員会の議を経て代理をおくことができる。
- 第21条 事務局会議は、運営委員会の指示に基づいて、方針の策定を行う。
- 第22条 監査局は、会員の中から若干名選出して構成し、総会において承認を得なければならない。監査局員に事故があるときは、運営委員会の議を経て代理をおくことができる。
- 第23条 監査局は、運営委員会の指示に基づいて、事務局会議の業務監査及び指導を行う。
- 第24条 各部局は、会員の中から若干名選出して構成し、事務局会議において承認を得なければならない。
- 各部局員に事故があるときは、事務局会議の議を経て代理をおくことができる。
- 第25条 各部局は、事務局会議の指示に基づいて、その事務処理を行う。

#### 第5章 会計及び会計監査

- 第26条 会費は入学時4000円(1000円×4年)とし、既納の会費は、その理由の如何を問わず、これを返済しない。事務は学校側に委託する。また、編・転入をした学生については、当該年度より卒業予定年度までの会費を徴収する。
- 第27条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年の4月30日で終わる。
- 第28条 本会の予算は、毎年度始めに、その原案を運営委員会で作成し、総会の承認を得なければならない。また、その決算報告は、会計年度終了後、すみやかに総会に報告しなければならない。
- 第29条 会計監査を行う監事は、総会において、評議員の中より1名を選出する。

#### 第6章 規約の変更

- 第30条 本規約の変更は、総会及び、臨時総会において、その出席の3分の2以上の同意を得なければならない。

#### 第7章 附 則

- 第31条 本規約は、昭和47年4月1日より実施する。

昭和53年6月29日 一部改正  
昭和56年10月1日 一部改正  
昭和57年5月13日 一部改正  
平成元年6月8日 一部改正  
平成13年6月1日 一部改正  
平成15年5月29日 一部改正  
平成16年5月27日 一部改正  
平成17年11月30日 一部改正  
平成21年5月18日 一部改正  
令和元年5月24日 一部改正